

なかお事務所 ダイジェスト！

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

創刊号

○今月の特集
雇用創設税制とは

○これってアリ？ナシ？
試用期間と本採用拒否

創刊号のご挨拶

なかお事務所の代表をしております、
社会保険労務士の中尾と申します。



当事務所のポリシーでもある「情報の発信」をさらに充実させるために、
今回この事務所報を作ることになりました。

当事務所では就業規則の作成・見直し、
労務トラブルによる相談等を行っておりますので、

お気軽にご相談くださいませ。

○今月の数字
<51.3%>

○ちょっと一服
さかなコーナー
夏はやっぱり鮎！

今月の特集

雇用創設税制

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度で、「従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除」するというものです。

【概要】

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、10%以上従業員数を増加させた事業主に対して、このような税制優遇をするという内容になっております。

【主な注意点】

この制度を受けるための主な注意点として下記のようなことが挙げられます。

- ・適用年度とその前事業年度に、会社都合による離職者がいないこと。
- ・増加した人数とは、雇用保険の被保険者である。
- ・税額控除は中小企業の場合法人税額の20%が上限。

【税制適用に必要なこと】

- ① 事業年度開始後2か月以内に本社を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出。
- ② 最寄りのハローワークに求人の申込み。
- ③ 雇入れ（雇用保険に加入すること）
- ④ 事業年度終了後2か月以内に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況（何人雇入れたか）の確認を求める。

【助成金との併用】

ハローワークに求人を出すこと、雇入れた人は雇用保険に加入することを考えると、条件が合えば、助成金を受けられる可能性がありますので、雇用促進税制と助成金を併用できることとなります。

助成金は採用するときに受給できるものが一番多く設定されており、100万円を超える助成金も複数ありますのでご検討をお勧めします。

このように雇用促進税と助成金を併用すれば、固定的費用である人件費の圧縮にもつながります。

もっと詳しい資料やご説明をご希望の際は、当事務所までご連絡くださいませ。

これってアリ？ナシ？

試用期間と本採用拒否

【試用期間だから本採用をするかしないか自由に決めるのはアリ？】

★結論：ナシ!

試用期間だからと言っても正当な理由がなければ本採用の拒否はできません。

★ポイント

試用期間であっても従業員(労働者)です。試用期間は自由に辞めさせるための期間ではありません。試用期間の本採用拒否は「解雇よりも緩やかな条件」なだけです。

では、どんな場合に本採用の拒否ができるのでしょうか？

- ①採用時には知ることができなかった事実が出てきた場合で
- ②その者を引き続き雇用することが適当でないと判断することに合理性があるとき

です。

ではどのような時に本採用の拒否ができるのでしょうか？

判例では

- ・試用期間中の出勤率が90%未満、または3日以上無断欠勤した場合には本採用しない旨の内規があり、出勤率が84.4%、無断欠勤が1日あったことを理由とする場合（津地昭46. 5.11日本コンクリート事件）
- ・業務修得に熱意がなく上司の指示に従わず協調性に乏しいことを理由とする場合（松江地判昭46. 10.6大同木材事件）
- ・他の社員への言葉使いや勤務態度や接客態度が悪く、営業成績も不良であることを理由とする場合（東京地判昭60. 7.17鶴屋商事事件）

などが挙げられます。

★試用期間の意義

試用期間は労使でお互いに自分に合っているか？を見計らう期間です。

試用期間中に定期的に話し合うことで会社にアジャストしてもらうようにしましょう。

「ここを改善して欲しい」「会社が大事にしているのは〇〇です。」など改善点の指摘や教育を積極的にしていくことで、その後の大きなトラブルを防止する意味もあります。

★試用期間の注意点

また、試用期間の長さにも注意が必要です。

短すぎても判断ができませんが、長すぎるのも問題です。

もっと詳しいご説明やご相談をご希望の際は、当事務所までご連絡くださいませ。

今月の数字 <51.3%>

この数字は平成23年4月分の国民年金保険料の納付率です。

昨今、公的年金の破たんを懸念する声が高まっていますが、公的年金のベースとなる国民年金の納付義務者のうち、ほぼ半分が払っていないこととなりますので事態は深刻です。

公的年金制度を破たんさせないためにも保険料を納付してもらうだけのメリットの提示と現状の少子高齢化に合った抜本的な改革が必要です。

ちょっと一息さかなコーナー

夏真っ盛りですね。
夏のさかなと言えば鮎です。



鮎は「香魚」と言われたりもします。
その名の通り、天然の鮎はスイカに似たいい香りがします。

また、鮎は「年魚」で生まれてから死ぬまでの寿命が1年しかありません。
しかし、中には30センチを超えるまで成長する鮎もいるんですよ！

これらは鮎のエサに関係していると言われています。

鮎は川底の石に着くコケ(珪藻や藍藻)を主食としています。
このコケを食べているからスイカに似たいい香りがし、また、コケにはクロレウ等の栄養素がたくさん入っているので、
みるみるうちに成長するんです。

私も鮎を見習って、しっかり成長していきたいと思います。

編集後記

今月から事務所報を作成することになりました。

ご意見・ご感想を伺い、デザインや配置などは、今後変更するかもしれませんが、
これから、お役にたてる事務所報にしていきたいと思えます。

就業規則、労務相談など
ございましたらご連絡ください。

(平成23年8月号)



なかお事務所
社会保険労務士・行政書士・FP
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com

H P：www.nakao-jimusho.com

T E L：048-476-5753